

平成29年6月8日

株主各位

大阪市淀川区西中島三丁目9番15号

大鉄工業株式会社

代表取締役社長 荻野浩平

第76期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成29年6月22日（木曜日）午後5時15分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島三丁目9番15号 当社2階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第76期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第76期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件

<株主提案（第3号議案から第8号議案まで）>

- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 剰余金の処分の件
- 第5号議案 定款一部変更の件
- 第6号議案 定款一部変更の件
- 第7号議案 特別配当実施の件
- 第8号議案 定款一部変更の件

なお、招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに監査報告書謄本は、別添の「第76期報告書」に記載しております。

以 上

◆
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

<会社提案（第1号議案から第2号議案まで）>

第1号議案 剰余金処分の件

安定した配当を継続するとともに、今後の経営環境を勘案し内部留保の充実を図るため、以下のとおり剰余金の配当および剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

1. 剰余金の配当
 - ①配当財産の種類
金銭
 - ②配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき6円 総額56,409,156円
 - ③剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日
2. その他の剰余金の処分
 - ①増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 2,300,000,000円
 - ②減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 2,300,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 上田信二、杉木孝行、土田克己の各氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	平松 祐之 昭和35年3月4日生	昭和60年4月 日本国有鉄道入社 平成19年7月 西日本旅客鉄道株式会社米子支社次長 平成22年6月 同社鉄道本部施設部企画課勤務（当社に出向）当社取締役兼執行役員経営管理室長 平成25年6月 西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所長 平成27年7月 同社鉄道本部施設部企画課勤務（当社に出向）当社常務執行役員土木支店副支店長兼土木工事統括部長 平成28年6月 同 当社常務執行役員安全本部長兼品質環境部長 現在に至る	4,000株
2	日名田 高志 昭和38年10月20日生	昭和63年4月 西日本旅客鉄道株式会社入社 平成21年7月 同社大阪建設工事事務所総務用地次長 平成23年6月 同社建設工事事務所担当部長 平成26年6月 同社建設工事事務所次長 平成27年6月 同社大阪工事事務所長 現在に至る （重要な兼職の状況） 西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所長	0株

(注) 取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

(社外取締役を置くことが相当でない理由)

当社には、社外監査役が2名おり、その2名が取締役会へ出席し必要な意見を述べており、十分な監査体制が整っていること、また、専門スタッフによる内部監査体制や財務にかかる内部統制システムも整備していることから、経営監督体制は十分に確保されております。

併せて、当社は建設工事および軌道工事の請負等を主要事業としておりますが、受注高・売上高においても、西日本旅客鉄道株式会社から高い割合を占めており、当社の事業運営においては、鉄道業に精通し、深い業務知識・経験等を有することが必要と考えております。そのような中で、当社は、社外取締役を設置するのではなく、西日本旅客鉄道株式会社の使

用人等関係者が取締役就任の方が、事業環境に対応した迅速かつ的確な意思決定を実現でき、また、各取締役の職務執行を実効的に監督できるものと考えております。

上記の理由から、社外取締役を設置した場合には、職務の重複や費用負担の増加を生じ、企業価値を損なうおそれが懸念されます。したがって、当社は、本議案に関して、社外取締役候補者の上程をいたしていません。

＜株主提案（第3号議案から第8号議案まで）＞

第3号議案から第8号議案は、株主提案によるものです。

第3号議案 定款一部変更の件（不規則発言、即刻退場）

◇議案の要領

以下の条文を定款に加える。

「株主総会開催中に不規則発言をした者は即刻退場させる」

◇提案の理由

平成12年5月の定時株主総会において、社員株主の不規則発言について、まず警察へ相談。※淀川警察署の刑事さんは録音テープを何度も聞き直しても「殺す」とはハッキリ聞き取れないとしてお蔵入り。貴社に電話で問い合わせや書留で質問書を送付しても「回答しない」過去2回に渡り株主提案の議案として挙がり、当方は段階を踏んで長期にわたり交渉継続するも改善の余地が全く無いと判断したので、不規則発言者を問答無用で即刻退場させる旨定款で定めるべきである。

※＝議事録閲覧請求の際、議事録はあるが開示義務である10年超過を理由に拒否により証拠が残っているものとしております。

（株主様からご提案をいただいた提案の内容および理由を原文のまま記載しております。）

○取締役会の意見

株主総会においては、議長が適切に議事を整理することで株主総会の円滑な運営を実現しており、本議案のような規定を定款に定める必要はないと考えております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第4号議案 剰余金の処分の件

◇議案の要領

当期末における剰余金の配当については、以下の通りとする。

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当期末における普通株式の配当金については、1株あたり225円とする。
配当財産の総額は、発行済株式総数（自己株式を除く）をそれぞれ乗じた額の合計額とする。
3. 剰余金の配当が効力を生ずる日
当社第76期定時株主総会終了日

◇提案の理由

当社は、長年に渡り多額の利益を出し、現預金及び同等物だけでも189億円以上(2016年9月期)も溜め込んでいるも関わらず、旧法の額面を基準とした極端に低い配当しかしてこなかった。多額の剰余金を溜め込むのなら、資本主義の原点に立ち返り、配当性向50%（今回の金額は2016年3月期を基準とした）の配当とする。株主の方向を向いた会社運営をして頂きたい。

（株主様からご提案をいただいた提案の内容および理由を原文のまま記載しております。）

○取締役会の意見

当社としては、今後の経営環境を勘案し、経営基盤の確保などを目的とするとともに、安定配当の継続を重視し株主様への利益還元に努めることを配当政策の基本方針としております。当事業年度の配当金につきましても、会社提案にかかる第1号議案のとおり、当社普通株式1株につき金6円とさせていただきますと存じます。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第5号議案 定款一部変更の件（過去の自社株買いの評価書開示の件）

◇議案の要領

以下の条文を定款に加える。

「平成25年12月2日から平成26年4月4日まで実施した自社株買いの評価書を応募者も含む全株主及び、ホームページで開示する」

◇提案の理由

平成25年12月2日から平成26年4月4日まで実施した自社株買いについて、素人の立場からしても“安すぎる”その証拠に応募者は、予め決められた関係者や株式の価値を知らない人位で、ほとんど応募されなかった。安すぎるので価格算定の評価書開示を文書で求めたが拒否された。提案者は何らかの不正行為がなされているのではないかと疑う。不正が行われていないのであれば公にしても何も問題はないのではないか。何かしら知られると困ることでもあるのかな。自社株買いに応じるように送られたチラシは流動性が低いことで困った高齢夫婦の絵柄が起用され、助けを求めるように“当社が買います”とあるのは、誤解を招くものではなかったのではないだろうか。

（株主様からご提案をいただいた提案の内容および理由を原文のまま記載しております。）

○取締役会の意見

株主様への情報開示につきましては、必要かつ適法な開示を行っております。また、自己株式の取得にあたっては、第三者による客観的な評価等を勘案し、多面的な観点から適切に判断しておりますので、本議案のような規定を定款に定める必要はないと考えております。

なお、自己株式取得時にお送りしたご案内は、自己株式取得をわかりやすくご説明差し上げるために補足的にお送りさせていただいたものであり、誤解を招くものとは考えておりません。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第6号議案 定款一部変更の件（株式上場を目指す件）

◇議案の要領

以下の条文を定款に加える。

「東京証券取引所2部又はジャスダック上場を目指す」

◇提案の理由

JR西日本又は同社関係者のみが株式を保有しているのならばいいことだが、当社はすでに業績や資産内容など上場基準を長年満たしており、株式は一般投資家にも多く出回っており“上場”を待っている株主は多く存在する（自社株買いの応募状況が証拠）企業価値を正しく評価できる市場への移行する、すなわち株式上場する努力だけでもしてほしい。一般投資家・JR西日本・当社にとっても良いことづくめであると本件を提案する。

（株主様からご提案をいただいた提案の内容および理由を原文のまま記載しております。）

○取締役会の意見

当社としては、株式上場の要否は、資金調達の要否等を含めた適時の経営判断事項であって、予め定款で規定しておくべき性質のものではないと考えております。よって、本議案のような規定を定款に定める必要はないと考えております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第7号議案 特別配当実施の件

◇議案の要領

2017年9月末日の株主に対し、1株4,444円44銭の特別配当を実施する。

但し、自己株には配当しない

◇提案の理由

貴社は長年にわたって、配当性向が平均して5%にも満たず株主還元がほとんどされていない資本主義の原則に立ち返り、過去に株主還元されていない分を今回まとめて配当する。

(株主様からご提案をいただいた提案の内容および理由を原文のまま記載しております。)

○取締役会の意見

当社としては、今後の経営環境を勘案し、経営基盤の確保などを目的とするとともに、安定配当の継続を重視し株主様への利益還元に努めることを配当政策の基本方針としております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

第8号議案 定款一部変更の件（完全子会社化による株式交換・自社株買・MB0・単元株制度採用時の評価を純資産方式にする）

◇議案の要領

以下の条文を定款に加える

「西日本旅客鉄道株式会社による完全子会社化による株式交換・自社株買・MB0・単元株制度採用時の評価を純資産方式とする」

◇提案の理由

評価を純資産方式にすればややこしい計算も不要。株や会計知識の有無老若男女関係なく、だれでも分かる明瞭な評価で売る側・買う側も納得の一石二鳥であると提案する。

(株主様からご提案をいただいた提案の内容および理由を原文のまま記載しております。)

○取締役会の意見

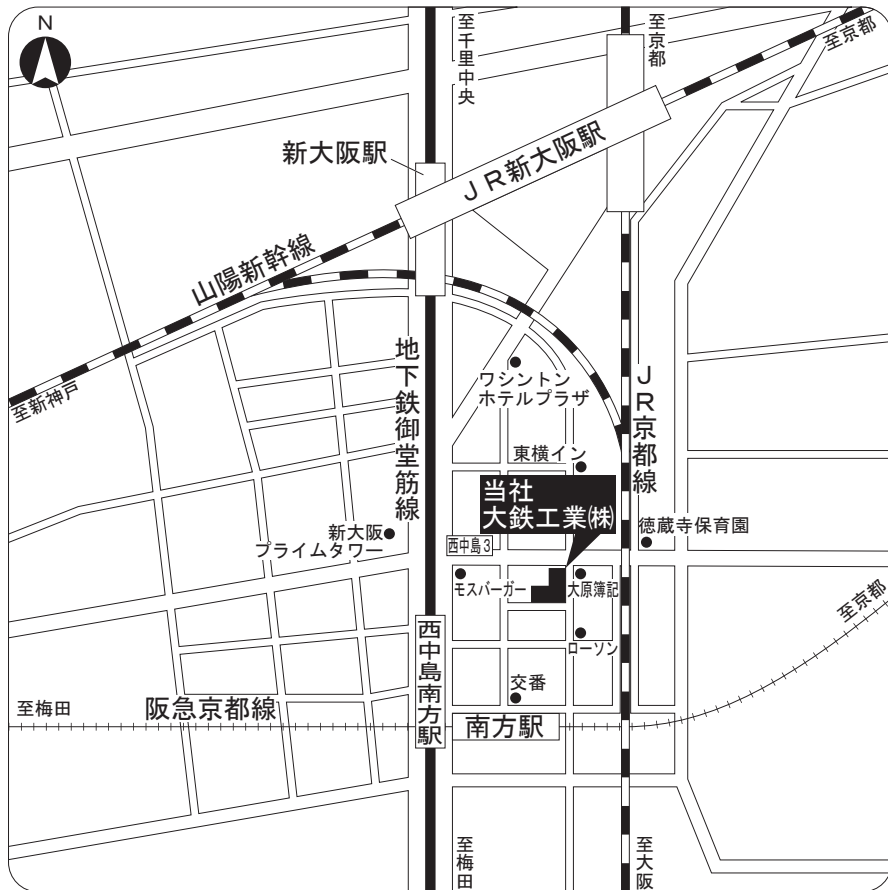
株式交換や自己株式取得等の株式取得対価の算定の際には、複数の株式評価方式が併用ないし折衷されるのが一般的であり、純資産方式だけに限定することはむしろ不適切と考えられることから、本議案のような規定を定款に定めるべきではないと考えております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対します。

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 大阪市淀川区西中島三丁目 9 番15号
当社 2 階会議室
電話 (06) 6195-6101 (代表)



交通案内

J R : 「新大阪」 駅下車徒歩約 8 分
地下鉄 : 「西中島南方」 駅下車徒歩約 4 分
阪急電鉄 : 「南方」 駅下車徒歩約 5 分